

令和3年度第2回宇都宮市民遺産会議

次 第

日 時：令和4年1月18日（火）

午後3時30分～午後5時

場 所：宇都宮市役所14階 大会議室

1 開 会

2 会議の公開・非公開の決定

3 報告事項

（1）第1回宇都宮市民遺産会議議事録の確認について・・・【資料1】

（2）現地における意見聴取の開催について・・・【資料2】

4 協議事項

（1）令和3年度宇都宮市民遺産（「みや遺産」）の認定について・・・【資料3，別紙1・2】

5 その他

6 閉 会

宇都宮市民遺産会議 委員名簿

役職	氏名	所属	備考
会長	三橋 伸夫	宇都宮大学 名誉教授	学識経験者
副会長	橋本 澄朗	栃木県考古学会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 考古資料・史跡
委員	高橋 俊守	宇都宮大学地域デザイン科学部教授	学識経験者
委員	大澤 慶子	文星芸術大学 准教授	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 絵画・彫刻・工芸品・書跡
委員	大嶽 浩良	栃木県歴史文化研究会 顧問	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 歴史資料
委員	小川 聖	宇都宮伝統文化連絡協議会 副会長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 無形文化財・民俗文化財
委員	林 光武	栃木県立博物館 学芸部長兼自然課長	学識経験者 文化財保護審議委員会委員 天然記念物
委員	小松 俊雄	宇都宮伝統文化連絡協議会 理事	歴史文化関係団体
委員	安藤 正知	NPO 法人宇都宮まちづくり市民工房 理事長	まちづくり関係団体
委員	松本 泰宏	宇都宮商工会議所 地域振興部 次長	まちづくり関係団体
委員	島野 剛	株式会社下野新聞社 編集局くらし文化部長	報道機関

【事務局】

文化課

山口達雄課長， 今平利幸文化財活用推進担当主幹， 高橋善行課長補佐

文化財保護G 前原義之係長， 清地良太総括， 星野治彦指導主事， 高栖良子主任主事

現地における意見聴取の開催について

◎趣旨

申請案件No.2「悟理道の歴史をつなぐ伝統行事と神輿」およびNo.3「岩本観音と地域の伝統行事」について、第1回市民遺産会議の議事に基づき、現地における意見聴取を開催したことから、その開催概要を報告するもの

1 概要

(1)開催日時

令和3年12月10日（金）10：00～12：00

(2)対象案件及び現地案内

申請案件No.2 「悟理道の歴史をつなぐ伝統行事と神輿」

現地案内：悟理道自治会長 横山千恵子（申請者）

申請案件No.3 「岩本観音と地域の伝統行事」

現地案内：岩本自治会長 角山 久（申請者）

(3)参加者

橋本 澄朗 副会長（学識経験者 史跡・考古）

大澤 慶子 委員（学識経験者 美術工芸品）

小川 聖 委員（学識経験者 民俗）

小松 俊雄 委員（学識経験者 歴史文化関係団体）

【事務局】 今平文化財活用推進担当主幹，前原係長，高栖主任主事

2 現地確認内容

(1)申請案件No.2の「神輿」については、悟理道自治会公民館に保管されている神輿及び剣、猿田彦の面等について現物確認を行ったほか、申請者からヒアリングを実施した。



悟理道の神輿



猿田彦の面

(2)申請案件No.3：「岩本観音」については、申請者の案内により対象物の現地確認を行ったほか、申請者からヒアリングを実施した。



岩本観音外観



岩本観音

宇都宮市民遺産制度（みや遺産）の認定について

1 認定審査に当たっての基本的な考え方について

(1) 認定基準（要綱第5条）

- ・ 資源型の市民遺産として認定するものは、次に掲げる基準の全てを満たすものとする。
 - ① 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。
 - ② 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること。
- ・ 総合型の市民遺産として認定するものは、前項各号に掲げる基準の全てを満たし、かつ、地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものとする

(2) 評価の視点について **別紙 1**

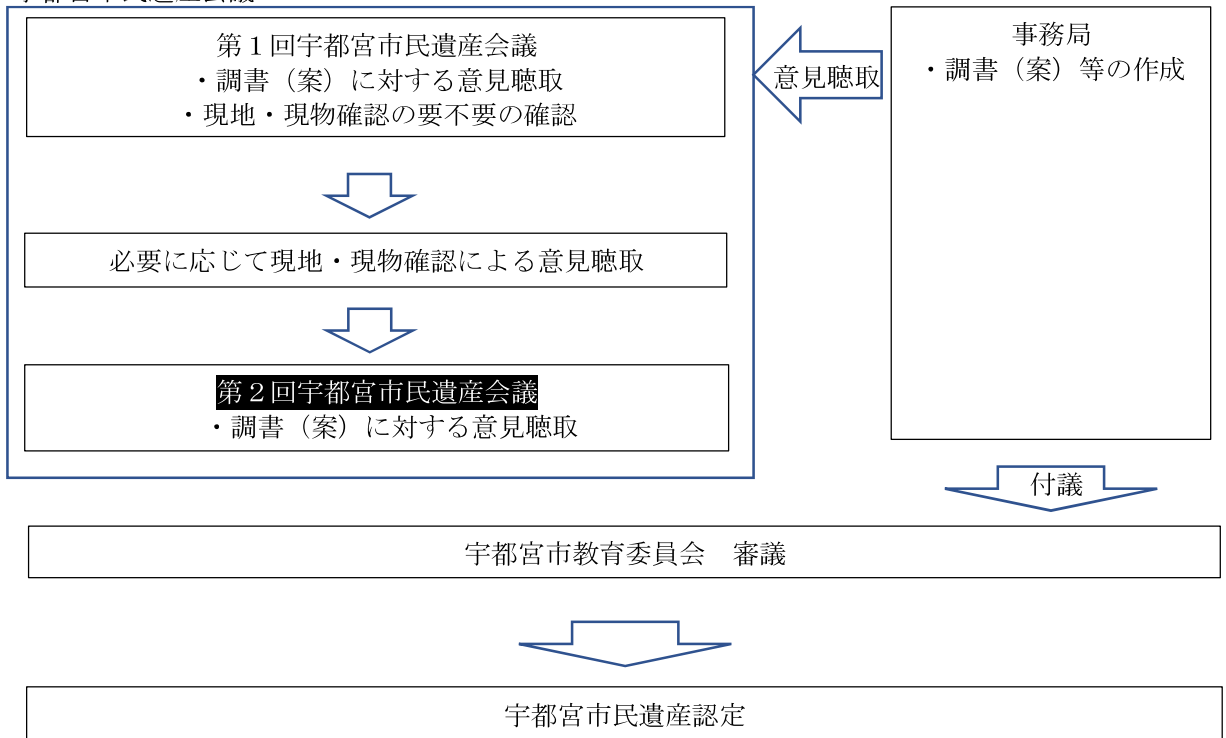
認定基準を基に、さらに具体化した評価の視点により、審査を行う。なお、評価の視点については、要綱第19条で委員会が別に定める、必要な事項として扱う。

2 審査及び意見聴取の進め方について

(1) 進め方について

認定における意見聴取については、会議を2回開催するほか、必要に応じて委員による現地・現物確認を依頼する。

宇都宮市民遺産会議



3 令和3年度認定審査案件の評価（案）について

→「別紙2 令和3年度 宇都宮市民遺産制度認定審査一覧表」及び「令和3年度宇都宮市民遺産 調書」のとおり

4 今後のスケジュール

令和4年2月17日 宇都宮市民遺産制度認定（教育委員会で認定）
2月22日 認定証交付式
4月～ 補助事業等を開始

認定基準に基づく具体的な評価の視点

【評価の視点】

基準	評価の視点	評価内容	総合型	資源型
① 歴史文化資源の価値				
【要綱第5条】 本市の歴史的経緯や地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれているものであること	・本市の歴史的経緯	・本市の歴史的経緯に根ざす資源であるか。 →エイトストーリーとの関連性などを評価	●	●
	・地域の風土	・地域の風土に根ざす資源である。	●	●
	・世代を超えた継承	・地域内で世代を超えて継承されてきたものか。 ・概ね50年が経過した資源であるか。 <small>(1世代を概ね25年と捉え、2世代が継承した状況を想定して50年とする。)</small>	◎	◎
現物、本物であること	・現物、本物であること	・歴史文化資源が現物・本物であること。 ※時代考証のもと復元・修復されたものは可。	◎	◎
② 地域の愛着・親しみ （市民や地域に愛され、親しまれている歴史文化資源であること） ・資源を取り巻く人々の意思・想い ・個人の想いではなく、地域の人々の想いであること。				
【要綱第5条】 市民や地域が大切に保存継承してきたものであること。	・市民や地域による継承の状況	・これまでの保存継承活動の内容 →継承を目的とした活動が行われているか。 →活動は一過性でなく、継続性があるものか。	◎	◎
	・地域の意思	・地域ビジョンや自治会活動計画等へ位置付けされているか。	○	○
	・管理状況	・市民や地域の手で保存管理等をされてきたものか。	○	○
③ 活動の内容				
【要綱第5条】 地域コミュニティの活性化や継承者の育成に資する活動を伴うものであること	・歴史文化資源を核とした活動であること	・歴史文化資源を保存活用する活動となっていること。	◎	—
	・地域コミュニティの活性化に資する活動であること	・提出された活動計画が地域コミュニティの活性化に資するものとなっていること。	●	—
	・歴史文化を継承する人材育成に資する活動であること	・提出された活動計画が歴史文化を継承する人材育成に資するものとなっていること。	●	—

※ ◎は必須項目，●はいずれかが必須，—は対象外

○は必須ではないが備えることが望ましい項目

令和3年度 宇都宮市民遺産制度認定審査の評価（案）

調書 No.	タイプ	名称	概要	評価の視点								総合評価			
				①歴史文化資源の価値				②地域の愛着・親しみ		③活動の内容					
				歴史的経緯	地域風土	世代継承	現物本物	継承状況	地域意思	管理状況	活動		コミュ活性化	人材育成	
				●	●	◎	◎	◎	○	○	◎		●	●	
1		野口雨情旧居	昭和初期の建物で、野口雨情が亡くなるまでの約1年間、家族とともに過ごした住まい。地域の団体名や生活道路に多数「雨情」の名が付けられているほか、地域コミュニティセンターに雨情コーナーが設けられているなど、地域住民に親しまれている。	●	●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産は、昭和初期に建てられたもので、日本三大童謡詩人野口雨情が晩年を過ごした建物であり、本市の歴史的経緯に根ざすものと考えられる。 旧居のある明保地区では、団体名や生活道路の名称などに「雨情」の名が付けられているほか、雨情まつりの開催などを通じ地域住民に慣れ親しまれている。また、旧居は所有者と地域が連携し大切に保存継承されている。 今後も地域住民の絆づくりや世代間交流を図ることができる活動が計画されている。	認定
2	総合型	悟理道の歴史をつなぐ 伝統行事と神輿	地域の繁栄を見守る水神社と琴平神社に感謝し、毎年11月に悟理道まつりを行い地域住民に親しまれている。 昭和40年頃以来、神輿の老朽化により途絶えていた水神社の神輿渡御を、令和3年度の神輿修復に伴い復活させる。		●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産の悟理道まつりは琴平祭の流れをくみ、地域の風土に根ざした祭りが世代を超えて受け継がれている。また、そこで使われている神輿は、その作風等から江戸後期から明治時代初期のものと考えられる。 昭和40年頃以来、神輿の老朽化により渡御が途絶えていたが、今年度、地域住民の寄付や協力を得て復元修理しており、地域公民館において大切に保管されている。 今後は修復された神輿の巡行のほか、伝統行事を通じて地域住民の絆づくりや世代間交流を図ることができる活動が計画されている。	認定
3		岩本観音と 地域の伝統行事	岩本観音は下野三十三観音札所の最後の札所として、地域住民により大切に管理されている。 また、地域では毎年1月のどんど焼き、3月の雷電神社祭梵天作成・奉納、8月の生駒神社祭を行い地域に親しまれている。	●	●	◎	◎	◎	○	○	◎	●	●	本遺産の岩本観音は、江戸時代に造作され、下野三十三観音札所の一つとして歴史的経緯に根ざしているものであり、地域住民が協力して管理するとともに、地元のイベントや児童の学習の場としても活用されている。 岩本観音及び周辺で行われる伝統行事は、地元の人々に親しまれ、地域の風土に根ざし、世代を超えて受け継がれてきたものである。 今後も岩本観音及び伝統行事を通じて、地域住民の絆づくりや世代間交流を図ることができる活動が計画されている。	認定
4	資源型	伝統作物エソジマモチ (江曾島糯)とその歴史をつなぐ「老農篠崎君功績碑」	エソジマモチは明治時代に篠崎重五郎により育成された農作物品種。50年ほど途絶えていたが種籾の発見により栽培を復活させ、以来、年々栽培面積を広げている。 「老農篠崎君功績碑」は篠崎重五郎の功績を称え地域住民が明治43年に建立。その後瀧尾神社に移設され大切に継承されている。		●	◎	◎	◎	○					エソジマモチは、水利の不便な畑地でも栽培できるよう江曾島町で独自に開発された農作物品種で、地域の風土に根ざしたものであり、開発者の篠崎重五郎の碑は、世代を超えて大切に受け継がれ、平成28年には漢文を平易に読み下した新たな碑も建立されている。 一時期栽培が途絶えたが、地域の尽力により栽培を再開し、耕作面積は年々拡大しており、その活用も行われている。	認定

※ ◎は必須項目、●はいずれか一つが必須、-は対象外、○は必須ではないが備えることが望ましい項目